

ちば興銀ユーシーカード通信販売加盟店規約改定のお知らせ

2025年1月1日付で、ちば興銀ユーシーカード通信販売加盟店規約を改定いたします。

主な改定箇所は以下のとおりです。【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀ユーシーカード加盟店規約

改定前	改定後
<一般条項>	
<p>第1条（用語の定義）</p> <p>本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 「通信販売」とは、会員が通信手段により加盟店に商品の購入または提供を求め、カードによる決済を行う取引をいいます。</p> <p>7. ～10.（略）</p> <p>11. 「クレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」といいます）」とは、その名称のいかんを問わず、クレジット取引セキュリティ対策協議会が<u>策定した</u>、カード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項として取りまとめた<u>クレジットカード取引における</u>セキュリティ対策義務の実務上の指針であって、その時々における最新のものをいいます。</p> <p>12.（略）</p>	<p>第1条（用語の定義）</p> <p>本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. 「通信販売」とは、会員が通信手段により加盟店に商品の購入または提供を求め、カードによる決済を行う<u>信用販売の</u>取引をいいます。</p> <p>7. ～10.（略）</p> <p>11. 「クレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」といいます）」とは、その名称のいかんを問わず、クレジット取引セキュリティ対策協議会がカード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項として取りまとめたセキュリティ対策義務の実務上の指針であって、その時々における最新のものをいいます。</p> <p>12.（略）</p>
<p>第2条（取扱商品）</p> <p>1. 加盟店は、通信販売の取扱対象となる商品について、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。なお、当社の承認を得た後に、商品の内容を変更する場合についても同様とします。</p> <p>2.（略）</p> <p>3. 加盟店は、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。</p> <p>（1）公序良俗に反する<u>もの</u>。</p>	<p>第2条（取扱商品）</p> <p>1. 加盟店は、通信販売の取扱対象となる商品<u>および取扱商品が掲載されたホームページのURL</u>について、あらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。なお、当社の承認を得た後に、商品の内容を変更する場合についても同様とします。</p> <p>2.（略）</p> <p>3. 加盟店は、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。</p> <p>（1）<u>加盟店または会員が所在する国における法令または</u>公序良俗に反する<u>商品</u>。</p>

<p>(2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・医薬品医療機器等法・不正競争防止法・商標法等法令の定め違反する<u>もの</u>。</p> <p>(3) 第三者の著作権・肖像権・知的財産権等を侵害する恐れがある<u>もの</u>。</p> <p><u>(4) 偽造品・模造品・模倣品等。</u></p> <p><u><追加></u></p> <p><u><追加></u></p> <p><u><追加></u></p> <p>(5) 当社が当社のホームページ等にて告知する取扱いを禁止した商品。</p> <p><u><追加></u></p> <p>(6) その他、当社が不適当と判断したもの。</p> <p>4. ～9. (略)</p>	<p>(2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・医薬品医療機器等法・不正競争防止法・商標法等法令<u>(加盟店または会員が所在する国において適用される同様の法令を含みます)</u>の定め違反する商品。</p> <p>(3) 第三者の著作権・肖像権・知的財産権等<u>(加盟店または会員が所在する国において適用される法令により保護される知的財産権等を含みます)</u>を侵害し、またはその恐れがある商品<u>(いわゆる偽造品・模造品・模倣品等を含みます)</u>。</p> <p><u>(4) 加盟店または会員が所在する国において、販売が違法とされるタバコおよびこれに関連する商品。</u></p> <p><u>(5) 児童虐待、チャイルドポルノ、獣姦、強姦、または合意の無い性行為を想起させるような商品。</u></p> <p><u>(6) 加盟店または会員が所在する国において違法とされる賭博行為ならびにこれに関連した商品。</u></p> <p><u>(7) 威圧や暴力を伴って行われた取引に関する商品。</u></p> <p>(8) 当社が当社のホームページ等にて告知する取扱いを禁止した商品。</p> <p><u>(9) 上記の他、提携組織の規則または運用等(以下「規則等」といい、将来制定される規則等を含みます)により取扱いが禁止される商品(提携組織が、不正・不法または決済システムの信頼性に悪影響を与える取引であると判断するものおよび提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含みます)。</u></p> <p>(10) その他、当社が不適当と判断したもの。</p> <p>4. ～9. (略)</p>
<p>第4条 (商品の申込み)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 加盟店は、前項第3号の届け出後、3Dセキュアによる認証を行い、認証が得られた会員の取引については、第23条に定める<u>買戻し特約</u>のうち、本人利用覚えなしに伴うものは、免責されるものとします。なお、免責の範囲は、認証が得られた会員の取引の他、以下のものも含まれるものとします。</p>	<p>第4条 (商品の申込み)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 加盟店は、前項第3号の届け出後、3Dセキュアによる認証を行い、認証が得られた会員の取引については、第23条に定める<u>立替払い金の返還請求</u>のうち、本人利用覚えなしに伴うものは、免責されるものとします。なお、免責の範囲は、認証が得られた会員の取引の他、以下のものも含まれるもの</p>

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>とします。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第6条 (加盟店の注意義務・消費者保護責任等)</p> <p>加盟店は、インターネット上での申込み受付に際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>第6条 (加盟店の消費者保護責任等)</p> <p>加盟店は、インターネット上での申込み受付に際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>第8条 (通信販売の方法)</p> <p>1. ~ 8. (略)</p> <p>9. 万一、加盟店が本条第4項に定める当社への承認番号の取得を行わずに通信販売を行った場合、当社から承認を拒否されたにもかかわらず通信販売を行った場合、および本条第7項および本条第8項の定め違反した場合は、当社は第15条に定める債権を譲り受けられないものとします。</p> <p>10. (略)</p>	<p>第8条 (通信販売の方法)</p> <p>1. ~ 8. (略)</p> <p>9. 万一、加盟店が本条第4項に定める当社への承認番号の取得を行わずに通信販売を行った場合、当社から承認を拒否されたにもかかわらず通信販売を行った場合、および本条第7項および本条第8項の定め違反した場合は、当社は第15条に定める売上票にかかる売上債権の立替払い請求を受けられないものとします。</p> <p>10. (略)</p>
<p>第17条 (手数料)</p> <p>加盟店はカードによる通信販売総額(税金、送料等を含む)に対し、当社の定める手数料を支払うものとします。</p>	<p>第17条 (手数料)</p> <p>加盟店はカードによる通信販売総額(税金、送料等を含む)に対し、当社の定める手数料(非課税)を支払うものとします。</p>
<p>第20条 (会員との紛議)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加盟店は、通信販売を行った商品に対して生じた会員との紛議は、すべて加盟店の責任において遅滞なく解決するものとし、これにより発生した当社および会員の損害については加盟店が補償するものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該金額が支払済の場合は、加盟店は当社の請求に応じて当社所定の方法により、当該金額を遅滞なく返金するものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>第20条 (会員との紛議)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加盟店は、通信販売を行った商品について会員との紛議が発生した場合は、すべて加盟店の責任において遅滞なく解決するものとし、これにより発生した当社および会員の損害については加盟店が補償するものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該金額が支払い済の場合は、加盟店は当社の請求に応じて当社所定の方法により、当該金額を遅滞なく返金するものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第23条 (立替払い金の返還請求)</p> <p>1. 第15条第4項に該当し、加盟店が当社に立替払いを行ったことにより取得した求償債権を所定の決済期日に会員より回収できなかった場合で、当社が立替払い金の返金を請求した場合、または第2</p>	<p>第23条 (立替払い金の返還請求)</p> <p>1. 第15条第4項に該当し、当社が加盟店に立替払いを行ったことにより取得した求償債権を所定の決済期日に会員より回収できなかった場合で、当社が立替払い金の返金を請求した場合、または第2</p>

<p>2条第1項に該当し、当社が加盟店に対する支払いの拒絶を行える場合であって、当該金額が加盟店に対し支払い済のものについては、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>2条第1項に該当し、当社が加盟店に対する支払いの拒絶を行える場合であって、当該金額が加盟店に対し支払い済のものについては、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。</p> <p>2. (略)</p>										
<p>第33条 (損害賠償等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 提携組織が加盟店の通信販売に関連し、当社に罰金、反則金等を課し、その事由が加盟店側に起因するものと当社が認めた場合、加盟店は当社の請求により、当該罰金、反則金等と同額を当社に支払うものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第33条 (損害賠償等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 提携組織が加盟店の通信販売に関連し、当社に罰金、反則金等を課し、その事由につき加盟店が法令、本規約、または提携組織が定める規定に違反した事等、加盟店側に起因するものと当社が認めた場合、加盟店は当社の請求により、当該罰金、反則金等と同額を当社に支払うものとします。</p> <p>3. (略)</p>										
<p>第36条 (地位の譲渡等の禁止)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p><追加></p>	<p>第36条 (地位の譲渡等の禁止)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 加盟店は当社が本規約に基づく業務およびこれらの付随する事務等を別記のユーシーカード株式会社(以下「UC社」といいます)に業務委託することを予め同意するものとします。</p>										
<p>第40条 (届け出事項等の変更)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) 加盟店の店舗名称、店舗所在地および電話番号</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>2. ～7. (略)</p>	<p>第40条 (届け出事項等の変更)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) 加盟店の店舗名称、取扱商品が掲載されたホームページのURL、店舗所在地および電話番号</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>2. ～7. (略)</p>										
<p>第51条 (当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について)</p> <table border="1" data-bbox="129 1592 783 2116"> <tr> <td>名称</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (以下「JDMセンター」)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>郵便番号：103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-5643-0011</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除きます) *詳細はお問い合わせください。</td> </tr> </table>	名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (以下「JDMセンター」)	住所	郵便番号：103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル	電話番号	03-5643-0011	受付時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除きます) *詳細はお問い合わせください。	<p>第51条 (当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について)</p> <table border="1" data-bbox="817 1592 1463 2074"> <tr> <td>加盟店情報交換制について</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会(以下「協会」という。)は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者(クレジットの利用者)等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」という。)において行っております。</td> </tr> </table>	加盟店情報交換制について	一般社団法人日本クレジット協会(以下「協会」という。)は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者(クレジットの利用者)等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」という。)において行っております。
名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (以下「JDMセンター」)										
住所	郵便番号：103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル										
電話番号	03-5643-0011										
受付時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除きます) *詳細はお問い合わせください。										
加盟店情報交換制について	一般社団法人日本クレジット協会(以下「協会」という。)は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者(クレジットの利用者)等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」という。)において行っております。										

共同利用者の範囲	<p>協会会員であり、かつ、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」）である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター</p> <p>※JDM会員は、下記の協会ホームページに掲載しています。</p> <p>http://www.j-credit.or.jp/</p>	加盟店等から収集した情報の報告及び利用について	<p>加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、下記の（２）共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、JDMセンターへ報告し、JDM会員によって共同利用します。</p>
共同利用の目的	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、JDMセンター会員がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>	制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き	<p>加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、下記のJDMセンターまでお申出ください。</p>
登録される情報	<p>①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実及び事由</p>	運用責任者	<p>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター） 住所：東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網ビル 代表理事：松井 哲夫 電話番号 03-5643-0011（代表）</p>
		加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲	<p>協会会員であり、かつ、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」）である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター</p> <p>※JDM会員は、下記の協会ホームページに掲載しています。</p> <p>http://www.j-credit.or.jp/</p>
		加盟店情報の共同利用	<p>（１）共同利用の目的</p> <p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びク</p>

	<p>③包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実と事由</p> <p>④利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑤利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑥行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑦包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生又は発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由</p> <p>⑧包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正使用の発生状況等により、当該加盟店による不正使用の防止に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由</p> <p>⑨包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法</p>	<p>レジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」といいます)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p> <p>(2) 共同利用する情報の内容</p> <p>①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実と事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実及び事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。)に係る、JDM会員・利用</p>
--	--	--

	<p>令が求める基準に適合していないことに関する情報</p> <p>⑩上記⑦から⑧に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由</p> <p>⑪上記②及び⑩の措置の指導に対して、当該加盟店が従わない若しくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由</p> <p>⑫上記の他利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑬前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p>	<p>者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p>
<p>登録される期間</p>	<p>上記の情報は、登録日（③及び⑦）にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</p>	<p>（3） 保有される期間</p> <p>上記の情報は、登録日（③及び⑦）にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</p>
<p><追加></p>	<p>【ユーシーカード株式会社の案内】</p> <p style="text-align: center;"><u>名称・住所</u></p> <p style="text-align: center;">ユーシーカード株式会社 東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル UC加盟店デスクお問合せ先 東京：03-6893-8300 大阪：06-7709-8560</p>	

以上

